別記様式第１号（第４条関係）

屋外広告物許可申請書

　　年　　月　　日

　　江田島市長　様

申請者（広告物の設置者等）

住所

氏名

法人にあっては，その事務所の所在地，商号又は名称及び代表者の氏名

　次のとおり広告物を表示(掲出物件を設置)したいので，広島県屋外広告物条例第2条第1項の規定による許可をしてください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※種別 | ※数量 | 　※点検  | ※手数料 |  |
| 　 | 　 | 要・否 |  |
| 申請の区分 | 新規　　・　　更新　　　　　　　許可年月日　　　年　　月　　日許可番号　　　　　　　　　　　 |
| 管理者 | 住所 | （〒　　　―　　　　）（電話番号　　　―　　　　―　　　　） |
| 氏名 | 　 |
| 資格 | □屋外広告士　□建築士　□電気工事士　□電気主任技術者□その他知事が認めた者（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　） |
| 工事施行者 | 住所 | （〒　　　―　　　　）（電話番号　　　―　　　　―　　　　） |
| 氏名 | 　（広島県屋外広告業登録番号　第　　―　　） |
| 表示又は設置の期間 | 　　　　　年　　　　月　　　日から　　　　　年　　　　月　　　日まで |
| 表示又は設置の場所及び移動するものにあっては，その範囲 |  |
| 工事しゅん工予定期日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 添付書類1　広告物の表示又は掲出物件の設置の位置及びその付近を表示した図面2　広告物又は掲出物件の形状，寸法，材料及び構造に関する仕様書並びに図面3　広告物又は掲出物件の意匠，色彩及び表示の方法に関する図書並びに広告物又は掲出物件が照明又は音響を伴うときはその大要に関する図書4　広告物の表示又は掲出物件の設置の場所が他人の所有又は管理に属するときは，その承諾書又はその写し5　条例第15条の３の規定に基づく点検の結果を記載した報告書（設置から５年を経過した該当広告物に限る。） |

備考1　※印欄は，記入しないこと。2　不用の文字及び欄は，消すこと。3　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列4とする。4　前回の申請から変更がない場合は，「工事施行者」，「表示又は設置の場所及び移動するものにあっては，その範囲」及び「工事しゅん工予定期日」の記入を省略することができる。5　「管理者」は規則第8条に該当する広告物又は掲出物件を設置する場合にのみ記入すること。

指令江都第　　号

申請のとおり（別紙許可条件を付し）許可します。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　江田島市長　明岳　周作

　別記様式第１号（第４条関係）

記載要領

屋外広告物許可申請書

　　年　　月　　日

　　江田島市長　様

申請者（広告物の設置者等）

住所　広島県江田島市大柿町大原５０５番地

氏名　○○　△△

法人にあっては，その事務所の所在地，商号又は名称及び代表者の氏名

　次のとおり広告物を表示(掲出物件を設置)したいので，広島県屋外広告物条例第2条第1項の規定による許可をしてください。

どちらかに○をしてください

**更新の場合**，現在の許可年月日と許可番号を記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※種別 | ※数量 | 　※点検  | ※手数料 |  |
| 　 | 　 | 要・否 |  |
| 申請の区分 | 新規　　・　　更新　　　　　　　許可年月日　　　年　　月　　日許可番号　　　　　　　　　　　 |
| 管理者 | 住所 | （〒　　　―　　　　）**管理者が必要な場合のみ**記入してください。ex.平看板及び広告塔で高さ４ｍ超又は10㎡超（電話番号　　　―　　　　―　　　　） |
| 氏名 | 　 |
| 資格 | □屋外広告士　□建築士　□電気工事士　□電気主任技術者□その他知事が認めた者（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　） |
| 工事施行者 | 住所 | （〒　　　―　　　　）**更新の場合**，前回の申請から変更がない場合は，記入を省略できます。（電話番号　　　―　　　　―　　　　） |
| 氏名 | 　（広島県屋外広告業登録番号　第　　―　　） |
| 表示又は設置の期間 | 　　　　年　　　　月　　　　日から　　　　年　　　　月　　　　日まで |
| 表示又は設置の場所及び移動するものにあっては，その範囲 |  |
| 工事しゅん工予定期日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 添付書類1　広告物の表示又は掲出物件の設置の位置及びその付近を表示した図面2　広告物又は掲出物件の形状，寸法，材料及び構造に関する仕様書並びに図面3　広告物又は掲出物件の意匠，色彩及び表示の方法に関する図書並びに広告物又は掲出物件が照明又は音響を伴うときはその大要に関する図書4　広告物の表示又は掲出物件の設置の場所が他人の所有又は管理に属するときは，その承諾書又はその写し5　条例第15条の３の規定に基づく点検の結果を記載した報告書（設置から５年を経過した該当広告物に限る。） |

備考1　※印欄は，記入しないこと。2　不用の文字及び欄は，消すこと。3　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列4とする。4　前回の申請から変更がない場合は，「工事施行者」，「表示又は設置の場所及び移動するものにあっては，その範囲」及び「工事しゅん工予定期日」の記入を省略することができる。5　「管理者」は規則第8条に該当する広告物又は掲出物件を設置する場合にのみ記入すること。

**記入しないでください**

指令江都第　　号

申請のとおり（別紙許可条件を付し）許可します。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　江田島市長　明岳　周作